

厚生省児童家庭 局母子福祉課長	富岡 悟君
建設省建設経済 局宅地企画室長	瀬野 俊樹君
建設省都市局都 市政策課長	安達常太郎君
建設省都市局部 市再開発課長	高橋 健文君
建設省住宅局住 宅政策課長	川村 良典君
建設省住宅局民 間住宅課長	石井 正弘君

本日の会議に付した案件

- 借地借家法案（第二十回国会内閣提出、第二十一回国会衆議院送付）
- 民事調停法の一部を改正する法律案（第二十回国会内閣提出、第二十一回国会衆議院送付）

○委員長（鶴岡洋君） ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十八日、篠崎年子君が委員を辞任され、その補欠として肥田美代子君が選任されました。

○委員長（鶴岡洋君） 借地借家法案及び民事調停法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○種田誠君 私は冒頭、現在審議されております借地借家法に関しての、これは大臣は何回も衆議院でも参議院でも述べられていることかとは思いますが、現在、これらの法案の改正をしなければならぬ積極的な理由、新しいニーズにこたえなければならないとか、新しい視点に立った公平を求めるための調整機能をつくっていかなければならないとか、幾つか述べられているわけでありまして、その辺のことにしまして、恐縮ではありますが、もう一度きょうの質疑に先立ちまして大臣の方から述べていただきたいと思うわけです。

○国務大臣（左藤恵君） 借地法、借家法、この二つの法律は、大正十年に制定されまして昭和十六年に改正された後は、基本的な改正というものは、半世紀が経過したわけでございますけれども、その後行われていないわけでありまして、この間に社会経済情勢の変化は非常に激しいものがあり、現行法の仕組みでは対応し切れなくなっている部分がある。特に、現行法が借地・借家関係の存続を画的に規定しているということ、土地・建物を貸そうとする側にとっても借りようとする側にとっても一つの障害になっている問題があるのではないかと。こういう点に着目しまして、今回の改正は、そうした社会経済情勢の変化に対応できるように、定期借地権の制度を創設するなど、当事者の権利義務関係をより公平かつ合理的なものにしよう、そして利用しやすい借地・借家制度としようとするわけでありまして、将来の国民の生活の基盤整備にとってぜひ必要なものである、こう考えて今回の御提案を申し上げた次第です。

○種田誠君 今、大臣のお言葉にもあったわけですが、新しい社会のニーズにこたえ、そういう意味で条文を拝見いたしますと、私もすぐ見てわかるのが定期賃貸借地権の導入とか、その他建物に関しての期限付きの賃貸借とか、まさにこの辺の条文を見る限りにおいては今述べられたことが積極的に理解をできるわけですが、他方、第六条とか借家に関する二十八条などを見ますと、むしろ新しい社会的なニーズにこたえるということよりは、また別な意味での目的にこたえるような形で考えられておるのじゃないか、そう思うわけがあります。

そこで私は、借地・借家に関しては、改正をする上でも、さらに改正後の解釈をする上でも、法律がつくられてきた立法趣旨、そして運用上の経過、そういうことも推しはかった上でこれを行っていかなければならない。とするならば、借地・借家における第六条とか二十八条などにおける一つ法として求められているもの、これは何だったのであろうかということをはっきりと確認しておかなければいけないのではないだろうかとも思うわけです。

そういう意味で、その辺のところについて法の六条、二十八条等の本来持っていた立法趣旨、さらには果たしていた機能、こういうのは一体どういうところに求められておったのか、そのことを伺いたいと思います。

○政府委員（清水湛君） 委員既に御案内のとおり、借地・借家法というのは大正十年に制定されまして、存続期間につきましてはある程度長期の存続期間というものが保障されたわけでございます。ところが、昭和十六年に、大正十年からほぼ二十年を経過するというような事情もございまして、期間の更新ということが問題になりまして、そこに正当事由条項というもの

